

求職活動等に関する達

令和 8 年 9 月 16 日 令 08 理事長達第 4 号

国立研究開発法人国立環境研究所におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成 18 規程第 15 号）別紙第 2 セクシュアル・ハラスメントをなくすために役職員等が認識すべき事項についての指針、第 1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために役職員等が認識すべき事項、2 基本的な心構え、6 に基づき、求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、求職活動等が適切に実施されるために必要な事項を定める。

（面談時間）

第 1 所定労働時間内において実施する。ただし、非居住者との Web による面談など求職者の希望による場合は、この限りではない。

（面談場所）

第 2 対面による面談の場合は、国立環境研究所内で実施する。ただし、求職者の希望による場合は、この限りではない。

（面談の実施体制）

第 3 2 人以上の複数人で実施する。

（SNS の指定）

第 4 求職者等との採用活動に関するやり取りに、SNS は使用しない。ただし、ソーシャルメディア利用に係る情報セキュリティ対策に関する実施手順書（2026 年 4 月 22 日）に基づき、情報セキュリティ責任者の承認を受けた場合は、この限りではない。

附則

1 この達は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。